



社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

「福祉だより信州」は共同募金の
配分金で発行されています。

昭和27年1月11日
第三種郵便物認可第748号
平成29年9月25日発行
(毎月25日発行)

福祉だより 信州

No.
748
2017 10月号



CONTENTS

今月のフクシちゃん	2
県社協からのイチオシ情報	4
公益事業の推進に向けて	6
WEB INFORMATION	7
住民主体の福祉活動	8

長野県社会福祉協議会
公民キャラクター

佐久市出身。小学生の頃から母の勧めで高齢者施設やゴミ拾いなど幅広いボランティアに積極的に参加。その経験から福祉の仕事をめざすようになり、群馬県の福祉系大学に進学。佐久市社協で社会福祉士の実習を重ねたことや、実家から新幹線で大学に通っていたため地元で働きたい強い思いもあり、平成28年の卒業とともに佐久市社協に入職。

被後見人本人の意思を踏まえ、暮らしを支える仕事から人とのつながりや成長を実感



知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人を対象に、家庭裁判所が選んだ後見人が財産管理をするほか、本人の意思をくみ取って暮らしを支援する「成年後見制度」。佐久市社会福祉協議会では平成28年4月に佐久広域連合が所管していた業務を受託して「さく成年後見支援センター」を設置し、法人後見を行うことで身寄りのない人も支援できる体制の充実を図っています。その相談業務を担うのが、センター設立と同時に佐久市社協に入職した社会福祉士の神津さん。成年後見の必要性を感じている本人や家族、または行政機関や地域の介護関係者などが

ら相談や情報があると、上司と相談したうえで弁護士や司法書士などの専門職につないだり、外部有識者との審査会で議論を重ね、センターで後見人を受けると決まった場合は保護・支援といった後見事務を行っています。「議論に参加すると私もついでに支

者のひとりだと思いがちですが、後見人とは被後見人ご本人そのもの。そこで生育歴や過去の経歴を踏まえ、ご本人ならどう思うかを常に意識しつつ客観的に物事を見るよう努めています」

こう話す神津さん。この仕事は被後見人のためにいろいろな職業の人や親族などが動くことから人とのつ

ながりの濃さを感じ、それがやりがいにつながっていると云います。また、成長できる部分も多く、被後見人からの「頑張っているのだから仕事はくじけちゃだめよ」といった人生経験から発される言葉にも励まされるのだそう。

「この制度はひとつとして同じ事例はありません。そこで、さまざまなケースを担当して経験を積み、成年後見といった私の顔を思い浮かべていただけるようになることが目標です」

高齢化により、今後はさらに「成年後見制度」のニーズが高まる時代。神津さんのような地域での担い手が、多くの人の安心につながっています。



入職当初は相続などの法律関係の知識もなく、初めて主担当になった被後見人が他界した際は葬儀の流れもわからず苦労をしたという神津さん。職場内では常に相談することを大切に、日々成長を実感しています。「成年後見の仕事は私生活にも役立つことが多く勉強になり、この仕事に就けてよかったと思っています」

社協などで斡旋するボランティアから福祉の仕事に親んでもらえたら

成年後見の仕事は私のような年齢では経験しないことも多いので、それを理解しようと努力できたり、支援者の意見も聞きながら本人の立場に立ち、客観的に物事を判断できる人が向いていると感じています。そして、やはり志がないと続かない仕事ではあるので、まずはボランティアを通じて福祉を身近に感じてもらい、そのうえで自分に合っていると思ったら福祉の仕事に就いてもらえたらうれしいです。

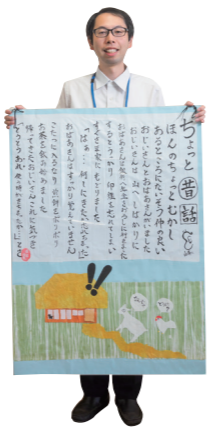


竹内恵子さん (社会福祉士)

ひとりよがりにならず、本人の本意を探ることが大切

いろいろな人に出会い、自分にもプラスになる成年後見の仕事。困難なケースでもさまざまな機関と連携して職場内で知恵を出し合い、試行錯誤をしながら進めています。就職したばかりの頃は価値観が違う人と接し戸惑うこともありましたが、福祉の仕事はどんな分野でも志を果たせるので、先を見つめて就職するとよいと思っています。

さまざまな価値観の人に出会い刺激をもらえる仕事



比田井直樹さん (社会福祉士)

この仕事は「成年後見制度」を知らない人も多いので、ご本人やご家族にわかりやすく伝え、よく理解してもらうことが大切です。そして、社協は地域の困りごとから地域づくりが実現できる場。そこで社会問題に関心をもち、自分なら何ができるか小さなことでもいいので考えてみてください。そういう若い人が増えたら福祉の仕事はもっと面白くなるでしょう。



毎月福祉の現場で活躍する若手スタッフをご紹介します。

佐久市社会福祉協議会
さく成年後見支援センター
支援相談員・社会福祉士
ことう
神津真奈美さん

webでもご覧いただけます





「地域共生社会の実現」をアピール 〜第66回長野県社会福祉大会から〜

地域共生社会の実現を目指して社会福祉法の改正などが進められている中で、今年度の長野県社会福祉大会（9月13日、佐久市コスモホール）では、包括的な相談支援体制の構築など4つアピールを採択しました。

大会アピール

1 地域共生社会の理念の浸透を図り、啓発と実践を推進していきましょう！

私たちの地域には、高齢者、障がい者、外国籍住民など多様な人々が生活しています。地域や福祉を身近なものとして考える機会をつくり、誰もが役割をもって支え合う地域づくりに取り組んでいきましょう。

2 包括的な相談支援体制の構築に向け、連携と創意工夫に取り組みましょう！

高齢者、障がい者、子ども、生活困窮者

など、各福祉分野にまたがる複合的な課題に対応するため、福祉関係者の連携を強化するとともに、保健医療、就労支援、法的支援、地域づくりなど多様な分野に連携を広げていきましょう。

3 地域における公益的な取り組みを、力強く推進していきましょう！

社会福祉法人関係者は、制度だけでは対応が難しい新たな福祉課題の解決や次代を担う子どもたちの福祉・職業体験など多様で先進的な取り組みに、地域住民とともに知恵を出し合いながらチャレンジしていきましょう。

4 地域福祉計画の策定、改訂を住民参加で進めましょう！

社会福祉法の改正により、来年度から地域福祉計画の内容の拡充、策定の努力義務化が図られます。この地域福祉計画づくりに、幅広い福祉関係者が「我が事」として参画していきましょう。

地域共生社会の実現を目指して社会福祉法の改正(H30年4月施行)の主な改正点は次のとおりです。

社会福祉法	
改正前	改正後（平成30年4月1日施行）
<p>第一章総則 (地域福祉の推進) 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p>	<p>第一章 総則 (地域福祉の推進) 第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスが必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</p> <p>2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを提供する地域住民及びその世帯が抱える(中略)地域生活課題を把握し、(中略)支援関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。</p>
<p>(福祉サービスの提供の原則) 第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。</p>	<p>(福祉サービスの提供の原則) 第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行い、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。</p>
<p>(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務) 第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</p>	<p>(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務) 第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>第十章 地域福祉の推進 第一節 包括的な支援体制の整備 (地域子育て支援拠点事業等を営業者の責務) 第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営業者のうち、次に掲げる事業を行うものは、当該事業を行うこと自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、(中略)支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。</p> <p>一 児童福祉法(中略)地域子育て支援拠点事業(以下略) 二 母子保健法(中略)母子健康包括支援センター(以下略) 三 介護保険法(第115条の45第二項第一号)に掲げる事業 四 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第一項第三号(中略)に掲げる事業 五 子ども子育て支援法(第59条第一号)に掲げる事業</p>	<p>(都道府県地域福祉支援計画) 第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等ために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるとする。</p> <p>(以下略)</p>

地域生活課題
福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスが必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスが必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

支援関係機関
地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関

第一節 地域福祉計画(市町村地域福祉計画)
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるとする。

一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)
第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等ために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるとする。

(以下略)

(包括的な支援体制の整備)
第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第二節 地域福祉計画(市町村地域福祉計画)
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるとする。
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)
第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるとする。

(以下略)

フォトレポート 751名の方々に参集いただき盛大に開催することができました。



神津氏による福祉ネットワーク活動の実践報告。ふれあいいきいきサロン、おちゃっこのつどい等、地元の佐久市志賀下宿区の活動についてお話をいただきました。



高山氏による「人は人と生きてこそ人」と題した実践報告。相手との違いを把握し、相手に合わせた手段で相手と接するなど、人との関わりについてお話をいただきました。



県内各地のキャラクターも駆けつけ、可愛い動きにあふれ、大会アピールを大いに盛り上げてくれました。



落語家の三遊亭多歌介氏による講演は、後半に落語をおりませ、会場を笑いの渦に巻き込みました。



WEB INFORMATION

長野県社会福祉協議会HPをご覧ください。



長野県社会福祉協議会では中学・高校生を対象に、介護や福祉のお仕事に興味・関心を持っていただくため、平成27年度より啓発冊子を作成してきました(Vol.1~4)。啓発冊子の前半は介護のお仕事をモチーフにした男子高校生が主人公のマンガ「かいごのおにいさん」が取められています。マンガの作者は「けいさつのおにいさん」で話題の長野県小川村出身の漫画家「からけみ」さんです。

今年度も啓発冊子の作成を準備しており「かいごのおにいさん」は完結予定となっています。(平成30年2月完成予定)

本会のホームページ「ふれあいネット信州」でも過去の啓発冊子をダウンロードできます。冊子を郵送することもできますのでお問い合わせください。

http://www.nsyakyo.or.jp/modules/care_contents/index1_1_35_p928.html#p928

連絡先／長野県社会福祉協議会
福祉人材部 人材グループ
TEL / 026-226-7330



「第41回信州発ボランティア・地域活動フォーラム」 姨捨山は宝の山だ！ ~ひとり一人の想いがつくる みんなの暮らし~

県内のボランティア・地域活動がより広がり、つながりあうことを目的に、恒例のフォーラムを10月28日(土)、千曲市で開催します。若者からシニアまでそれぞれの世代にあわせた魅力的なテーマを7分科会にまとめました。ご参加をお待ちしております!!

日時 平成29年10月28日(土)9時00分~17時30分
場所 上山田文化会館(千曲市上山田温泉3-1-1)
千曲市総合観光会館(千曲市上山田温泉2-12-10)
対象者 ボランティア・地域活動に興味があるすべての方
参加費 大人/おひとり1,500円 学生・子ども/無料
お申込みお待ちしております!!

申込・問い合わせ先
社会福祉法人長野県社会福祉協議会 地域福祉部
〒380-0928 長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター 4階
TEL 026-226-1882 FAX 026-228-0130
MAIL vcenter@nsyakyo.or.jp



平成29年度 社会福祉施設 総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます
ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の
事故・紛争円満解決のために!

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

◆29年度新設 看護師の賠償責任補償(プラン1-①オプション2)

◆この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(SJK16-16919 2017.2.3作成)

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成29年度 **全国200万人加入!!**

ボランティア活動保険

http://www.fukushihoken.co.jp
ふくしの保険 検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金額		年間保険料(1名あたり)			
ケガの補償	賠償責任	タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
死亡保険金	5億円(限度額)	基本タイプ		350円	510円
後遺障害保険金	5億円(限度額)	天災タイプ(※)		500円	710円
入院保険金日額	5億円(限度額)				
手術保険金	5億円(限度額)				
通院保険金日額	5億円(限度額)				
特定感染症の補償	5億円(限度額)				
葬祭費用保険金(特定感染症)	5億円(限度額)				
賠償責任保険金(対人・対物共通)	5億円(限度額)				

◆このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**
〈引受幹事 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK16-16921 2017.2.3作成)

住民主体の福祉活動 地域づくりレポート

子どもたちが絵地図で 地域の魅力を発信



上:「地域まめったいサミット」で子どもたちが中条のお気に入りの場所を発表しました。



右: 絵地図は市役所支所内に掲示されました。

長野市中条地区にある中条小学校(全校児童数55名)の3年生(9名)は社会科の授業で「トレジャーパーティー(宝探し探検隊)」に取り組んでいます。4月に担任の堀内先生が「中条のお気に入りの場所を教えてください」と尋ねたところ、「お気に入りの場所はないけど行ってみたい場所ならある」と答える子どもたちが多かったため、「それならみんなで訪ねよう」と、始まったのです。子どもたちは皆、中条地区でも下の県道沿いに住んでいるので、普段行かない山の上のお寺や水車小屋などを訪ねるのはまさに探検です。1学期中に計7回探検しましたが、「どの探検先でも子どもたちは歓迎され、宝物だけでなく中条の皆様の優しさも発見したようです」と、堀内先生は話します。

探検した場所は子どもたちの手作りの大きな絵地図にまとめ、市役所支所内に掲示した他、8月には「地域まめったいサミット」でも発表し、地域の大人たちや中条を知らない人にも地域の魅力を発信し続けています。

連絡先/長野市立中条小学校 TEL 026-267-2016

今月の逸品

悠友ハウスでは今年度より新しいお仕事として印刷事業を始めました。チラシや名刺印刷はもちろん、クリアファイルやTシャツ、ポロシャツへの印刷も可能です。記念品にクリアファイル、イベントなどのお揃いTシャツなどいかがでしょうか。ぜひご利用ください。

社会福祉法人絆の会 悠友ハウス
〒380-0928 長野市若里3丁目14番23号
TEL 026-219-5131 FAX 026-219-4701



webでも
ご覧になれます

情報掲示板

県社協からのお知らせ

- 福祉のしごと 福祉施設見学会
会場・日時/北信会場(八幡グループホームみのり・サクラポート八幡)
平成29年11月2日(木)13:00~16:00
東信会場(介護老人福祉施設フォーレスト)
平成29年10月25日(水)13:00~15:20
中信会場(障害者支援施設ささらの里)
平成29年11月8日(水)13:00~16:00
南信会場(複合福祉施設プラムの里)
平成29年11月20日(月)13:00~15:20
問合せ先/社会福祉法人長野県社会福祉協議会 人材グループ
TEL / 026-226-7330
- 平成29年度 第2回 福祉の職場説明会・就職面接会
会場・日程/平成29年10月12日(木)上諏訪 ホテル 紅や(諏訪市)
平成29年10月27日(金)メルパルク長野(長野市)
平成29年11月10日(金)ホテルブエナビスタ(松本市)
平成29年11月22日(水)佐久一萬里温泉ホテルゴルフ
デンセンチュリー(佐久市)
問合せ先/社会福祉法人長野県社会福祉協議会 人材グループ
TEL / 026-226-7330

新着助成金情報

- Yahoo! 基金 2017年度助成プログラム
(東日本大震災復興支援部門:展開コース)
問い合わせ先/Yahoo! 基金 応募締切/平成29年11月19日(日)
URL / <https://kikin.yahoo.co.jp/support/fukko.html>

- ご感想、お問合せ、
掲載希望等は下記へお寄せください。

長野県社会福祉協議会
総務企画部 総務グループ
TEL 026-228-4244 FAX 026-228-0130
E-mail soumu@nsyakyo.or.jp

webでも
ご覧になれます



ざわめくアート



『おんなのひと』

常田高英(とぎだたかひで)
47歳 須坂市在住

アート活動をする日中活動支援事業所にて、週1回絵を描いている。サポートするスタッフから、ファッション雑誌の中の女性を見ながら描いてみないか、との提案でクラフト紙に白の絵の具で下地を塗り、その上に細い絵筆を使って墨汁で描いていく。その対象物を見つめる顔つきはまさに本物の画家だ。筆の動きも魔術のような動きをし、現れる絵は常田ワールドそのものである。まだまだいろんな作品が生まれてくることを期待している。